



目 次

告 示	ページ
○平成27年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○保安林の皆伐面積の限度（治山林道課）	1
落札公告	
○落札者等の公告（4件）（情報政策課）	2
正 誤	
◎正誤（平27・3・27付け 条例ほか）	4

告 示

高知県告示第323号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第118条の規定によりその例によることとされる同令第114条及び第117条第1項の規定により、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成27年8月及び9月採用予定）
- (1) 募集期間  
随時（最終期限は、平成27年6月18日（木））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成27年6月21日（日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第324号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成27年度第2次において許可する保安林の皆伐面積

の限度を次のとおり定める。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	506.26
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	199.30
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	200.12
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	810.29	107.94
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,483.68	88.03
7 鏡川	高知市の一部	163.98	8.94
8 本川地区	いの町の一部	632.90	20.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	576.41	123.24
10 新荘川	須崎市 中土佐	124.30	121.46

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林	
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,540.67	203.51
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,417.83	369.67
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	119.85	179.24
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	78.12	43.58
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	144.01
計		8,386.51	2,446.00

2 干害防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業	本山町 大豊町 土佐町	9.14

事務所嶺北 林業振興事 務所管内	大川村	
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計		33.86

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	67.72
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	47.75
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.90
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		144.71

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
99,144,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
平成27年度一般業務用ノート型パソコン 1,800台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県  
高松市中野町29番2号

- 5 落札金額  
月額 1,666,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成27年2月17日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
給与システム運用保守委託業務外8業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
79,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

平成27年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
共通基盤機器等運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月31日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
27,216,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
平27・3・27	9725	◎条例	36	右 (17~20)	「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,250円</td> </tr> </table> 」 を	特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査	2,250円	「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,250円</td> </tr> </table> 」 に、「2,000円」を「1,950円」に、	特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査	2,250円
特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査	2,250円									
特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査	2,250円									
平27・4・1	号外20	◎公 営企 業局 管理 規程	1	右 (29~30)	同表16の項中「その都度必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表17の項から21の項までの規定中「必要と」を「必要があると」に改める。	同表16の項から21の項までの規定中「必要と」を「必要があると」に改める。				
			2	右 (45)	「参事 次長」を「参事 次長 企業技術監」に改め、	「次長」を「次長 企業技術監」に改め、				